

第24回 独立行政法人都市再生機構 契約監視委員会
審議概要

開催日	平成27年2月9日（月）～2月16日（月）
開催場所	持回り開催
出席委員	<p>長沢 美智子（弁護士（東京丸の内法律事務所）） 高木 勇三（公認会計士（監査法人五大）） 長村 彌角（公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）） 鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授） 飛松 純一（弁護士（森・濱田松本法律事務所）） 水上 貴央（弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所）） 鹿野 治雄（都市再生機構監事） 小林 昭次（都市再生機構監事）</p>
審議事項等	<p>審議事項 （1）平成26年度第3四半期における競争性のない随意契約及び1者 応札・1者応募となった契約について （2）2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約のうち募集 手続を行う契約について</p> <p>報告事項 ・契約監視委員会規程の改正について</p>
審議概要等	別紙のとおり

(別紙)

意見・質問	説明・回答
審議事項1 平成26年度第3四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について	
<p>(1) 契約実績の前年度比較について</p> <ul style="list-style-type: none">・前年度契約実績と比べて、金額が減っている理由は資料で理解できるが、件数が減っている原因は何か。 <p>(2) エレベーター戸開走行保護装置 (UCMP) に係る随意契約について</p> <ul style="list-style-type: none">・UCMPの随意契約について、契約締結結果だけでなく、折を見てコスト削減結果を報告してほしい。 <ul style="list-style-type: none">・UCMPの随意契約は今後も発生するのか。	<ul style="list-style-type: none">・平成26年度第3四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約実績について、前年同期に比しての契約実績額及び1者応札・1者応募の件数の変動要因となっている複数年契約の状況等について説明。・工事量の減に伴い、付随するコンサルタント業務や調達等の契約件数が減っていることが一因となっている。・毎年度、契約締結前にコスト削減交渉を行っており、今年度で2年目である。コスト削減状況については、毎年契約監視委員会に報告しており、今後とも契約実績として計上される時期に報告したい。・国の補助金を受けての工事であり、平成25年度から5年間かけての施工完了を計画している。
<p>【委員会意見】</p> <p>エレベーター戸開走行保護装置 (UCMP) 設置工事について、エレベーター製造会社との随意契約状況を継続して報告することを求める。</p>	

意見・質問	説明・回答
<p>審議事項 2 2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約のうち募集手続を行う契約について</p>	
<p>(1) 情報システム関連業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム改修業務については、契約監視委員会として対応方針が既に整理されているという理解でいいのか。 ・情報システム関連業務については、競争性の確保は難しい状況と認識しているが、契約金額の妥当性について継続して確認していく必要がある。 ・2回連続1者応札となったものにつき、大半が情報システム関連業務であるので、それを除いたところの状況を、次回以降の資料から示してもらいたい。 ・システム関連業務は1者応札が一般的だと認識していたが、システム「保守」業務につき、1件だけ複数応札になっているのは何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度及び平成26年度において2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約のうち、今回募集手続を行うものについて、改善策を踏まえた状況について説明。 ・これまでの契約監視委員会において、これ以上1者応札の改善の余地なしという整理がなされている。1者応札がやむを得ないことから、関係法人1者応札の場合の再公募についても実施しなくて良い整理がなされている。 ・了解。 ・システム「改修」業務は全て1者応札になっているが、「保守」業務はごく稀に複数応札になることもある。そのため「改修」業務は1者応札に関し、これ以上改善の余地なしとして委員会で整理されているが、「保守」業務についてはこれと区分して取り扱っている。今回複数応札となった案件はまだ契約締結に至っていないので、契約締結時に業者ヒアリングを実施し情報収集する予定である。

意見・質問	説明・回答
<p>・システム改修業務については、これ以上競争性を高めることは難しく、必要以上に要件緩和してトラブルが生じたら困ることになる。新規にシステム導入する場合に、いかにして今後起こりうる改修を考慮して契約上のコストを抑える工夫を採り入れるかという点が重要と考えるが、新規システムの導入自体ほとんどない状況で、直ちに対応することは難しいかもしれない。</p> <p>・システムの借入について、現物を再リースする場合と、中古品も含めた機器を入れ替えする場合を比較した場合、明らかに再リースの方が安くなり、既存業者に有利なのは明白であって、競争の効果は期待できないのではないか。再リースは契約延長を認める整理もあるかもしれない。但し、再リース料が必ずしも合理的な価格と言えない場合があるので、そこは継続して点検する必要がある。</p> <p>・システム改修業務で1者応札であっても受注業者が変わった事例はないのか。</p> <p>・1者応札はシステム改修業務が目立つが、現状として改善できるところは全て改善が進んでいて対応済みだと認識している。引き続き取組みを緩めることなく継続してもらいたい。</p> <p>(2)資料構成について</p> <p>・平成25年度に2回連続1者応札となった案件で、引き続き1者応札となったもの(3回連続1者応札となったもの)については、平成26年度に2回連続1者応札となった案件として平成26年度の資料の中に出てくる整理か。</p>	<p>・借入案件毎に状況を注視することとしたい。</p> <p>・全て当初システム開発者による1者応札が続いている状況である。</p> <p>・3回連続1者応札となった契約が、平成26年度に締結されたものなら平成26年度の資料に記載されることになる。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>【委員会意見】 1 者応札の改善が難しいシステム関連業務について、継続して状況報告することを求める。</p>	

報告事項 契約監視委員会規程の改正について	
<p>(1) 持回り開催と整理することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持回り開催とすることで、点検手続が簡略化されたと映らないように、しっかりと議事録を残して整理してほしい。それをもって今後持ち回り開催が増えたとしても、安心して了とできる。 ・ 今回は2回連続1者応札案件等、審議の対象となる契約案件がなかったことから、持回り開催として整理するが、審議事項がある場合にも持回り開催することが想定されるのか。 ・ 持回り開催の判断は、どの段階で決定されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の審議対象となる契約案件については、過去の委員会で審議済みであり、契約実績の報告のみとなる予定であることから、事前説明を持回り開催とし、委員会は招集しないこと、また、今後とも同様のケースが考えられることから、持回り開催するにあたっての根拠をより明確化するため、契約監視委員会規程を改正したい旨を説明。 ・ 了解。 ・ 審議すべき案件がある場合は持ち回り開催としない。契約実績の報告だけといった場合などが持回り開催の対象となる。この点、厳格に適用することとしたい。 なお、四半期に一度の定例開催時の他に、緊急に判断を頂く必要のある案件が生じた場合も持回り開催することが想定される。 ・ 事前説明において、全委員の了解が得られた段階で持回り開催として整理される。全委員の説明後に各委員に状況報告する。

<ul style="list-style-type: none"> ・機構のみが原則四半期に一回開催するというルールを厳格に守っている状況であるなら、開催回数が減ったとしても良いのではないか。 <p>(2) 契約監視委員会規程の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のように審議案件が特にない場合に、委員会規程上持回り開催することを読もうとするのなら、例えば「審議の性質上、開催する必要が特段ない場合」と条文を修正した方が良いのではないか。 ・持回り開催とするのであれば、委員会規程でその条件を明確にしておくべき。例えば「その他、審議事項が報告事項に留まり、委員全員の同意が得られた場合」とすれば、今回の事例でも適用できるのではないか。 ・持回り開催とする場合、委員長裁量で委員長が認めた場合としても良いのではないか。委員長裁量で持ち回り開催と判断してもらい、なぜ持ち回り開催として整理されたかを、後で連絡してもらおう方法でも良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施法人であり、契約数が突出して多く、点検は厳格に行う必要がある。一方で、事前説明の中でも各委員から貴重な意見を頂いており、それらの意見は公式に議事録として整理して残すことが重要と考えている。 ・持回り開催を実施している他事例を参考としたが、意見を踏まえ、修正することとしたい。
<p>【委員会意見】</p> <p>報告事項のみであり、特段審議すべき個別案件がない場合においては、四半期定例会を持回りにて開催することを認める。</p> <p>公表用審議概要を作成するとともに、契約監視委員会規程の改正案について、改めて修正案を提示することを求める。</p>	